

○小田原市自転車駐車場条例

平成27年 3 月27日 条例第14号

改正

令和元年 9 月26日 条例第10号

令和 2 年12月25日 条例第48号

小田原市自転車駐車場条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 自転車駐車場（第 6 条～第14条）

第 3 章 会議室（第15条～第21条）

第 4 章 雑則（第22条・第23条）

附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 公共の場所における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため、小田原市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）を設置する。

2 第 3 条に規定する国府津駅自転車駐車場には、会議室を併設する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

（名称及び位置）

第 3 条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原駅西口第 1 自転車駐車場	小田原市城山一丁目 1 番21号

国府津駅自転車駐車場	小田原市国府津四丁目1番2号
------------	----------------

(指定管理者による管理)

第4条 自転車駐車場及び第1条第2項の会議室（以下「自転車駐車場等」という。）の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う自転車駐車場等の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 自転車駐車場等の使用の許可に関すること。
- (2) 自転車駐車場等の施設、設備及び器具の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第2章 自転車駐車場

(供用時間)

第6条 自転車駐車場の供用時間は、終日とする。

(駐車対象車両)

第7条 自転車駐車場に駐車することができる車両は、自転車等とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て自転車等以外の車両を駐車させることができる。

(自転車駐車場の使用の許可)

第8条 自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可（以下この章において「使用許可」という。）をするに当たり、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、使用許可の申請があつた場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 自転車駐車場又はその設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 自転車駐車場の収容台数を超えるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があるとき。

(使用形態)

第9条 自転車駐車場の使用形態は、次のとおりとする。

(1) 定期使用 1か月、3か月又は6か月を単位として使用するもの

(2) 一時使用 1日1回限り使用するもの

(自転車駐車場の利用料金)

第10条 使用許可を受けた者(第12条及び第13条において「使用者」という。)は、指定管理者に自転車駐車場の利用に係る料金(次条の一時使用の回数券に係る料金を含む。以下この条及び第12条において「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(一時使用の回数券)

第11条 指定管理者は、自転車駐車場を使用しようとする者の便宜のため、一時使用の回数券を発行する。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(自転車駐車場の利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により、自転車駐車場を使用することができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(自転車駐車場の使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第8条第2項の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(無許可の駐車車両に対する措置)

第14条 市長は、自転車駐車場の管理上支障があると認めるときは、使用許可を受けず、又は許可を受けた期間を経過して駐車している自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動し、保管す

ることができる。

- 2 小田原市自転車等の放置防止に関する条例（平成4年小田原市条例第11号）第12条第2項から第4項まで及び第13条の規定は、前項の規定により移動し、保管した自転車等について準用する。この場合において、同条例第12条第2項中「前項の」とあり、同条第3項中「第1項の」とあり、及び同条例第13条第1項中「第11条第2項及び第4項並びに前条第1項の」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第14条第1項の」と、同条例第12条第2項中「同項に規定する」とあるのは「規則で定める」と、「当該自転車が放置されていた場所又はその付近」とあるのは「自転車駐車場内の適当な場所」と読み替えるものとする。

第3章 会議室

(略)

第4章 雑則

(目的外使用等の禁止)

- 第22条** 第8条第1項（第17条において読み替えて準用する場合を含む。）の許可を受けた者は、許可を受けた使用目的以外の目的で施設を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

- 第23条** この条例に定めるもののほか、自転車駐車場等の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和元年9月26日条例第10号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日条例第48号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。（令和3年規則第

48号で、同4年4月1日から施行)

(準備行為)

2 改正後の第4条の規定による国府津駅自転車駐車場（これに併設される改正後の第1条第2項の会議室を含む。次項において同じ。）の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 国府津駅自転車駐車場の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

4 小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第1（第10条関係）

1 小田原駅西口第1自転車駐車場

区分		一時使用		定期使用		
		1回分	回数券 (11回分)	1か月	3か月	6か月
自転車	一般	円 150	円 1,540	円 1,880	円 5,330	円 10,360
	学生			1,250	3,660	7,220
原動機付自転車		200		2,610	7,530	14,760

2 国府津駅自転車駐車場

(略)

別表第2（第18条関係）

(略)